

鶴ヶ島市立鶴ヶ島第二小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

1 はじめに

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、児童が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が一丸となって効果的に推進することを目的に本基本方針を策定するものである。

2 いじめとは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・いじめはどの児童にも起こりうるものである。
- ・いじめは、心理的、物理的に対象児童が心身の苦痛を感じる行為である。
- ・いじめの中には、犯罪行為として取り扱うべきものもある。

3 基本方針

- ・いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- ・いじめを早期に把握できる学校づくり、しっかり組織的に対応できる学校づくりに、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組む。
- ・いじめに対する取組を進める中で社会に出て自立していける子どもを育てる。

4 組織

いじめ対策委員会（生徒指導委員会と同日開催）

(1) 構成員

- ① 校長、教頭、主幹教諭(教務主任)
- ② 生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、特別支援学級主任、養護教諭、いじめ等対策支援員 スクールカウンセラー

*は、必要に応じて出席

※スクールソーシャルワーカー *主任児童委員 ※学校運営協議会委員長

※第二地区青少年健全育成推進協議会会長

※PTA会長 ※西入間警察生活安全課署員 *学校医

(2) 会議

- ① 年度当初会議（4月） 当該年度の方針の確認
- ② 定例会議 情報交換、対応策の確認
- ③ 年度末会議（3月） 当該年度のまとめ、取組の見直し、次年度への引継
- ④ 臨時会議 いじめ発生時の迅速な対応

5 いじめ未然防止、早期発見、早期対応、重大事態に関する具体的な取組

(1) いじめ未然防止のための取組

いじめはどの児童にも起こりうるという危機意識を持って指導に当たる。

- ① 安定した教育秩序の形成・維持
(学習・生活規律の徹底、配慮を要する児童への個別の支援)
- ② 道徳教育、特別活動、人権教育の充実、学習・生活規律の徹底・定着、授業の充実
- ③ 積極的な生徒指導の推進（よりよい人間関係づくりの推進）
- ④ SNS を通じて行われるいじめ対策 等

(2) いじめの早期発見への取組

- ① 年5回の「なやみごとアンケート」の実施
- ② 事実確認聴き取り記録の活用
- ③ 教育相談体制の充実

(3) いじめへの早期対応の取組

- ① 学年、生徒指導主任、いじめ対策委員会等による迅速な対応
いじめられている児童への支援、周囲の児童や学級全体への対応
- ② 保護者、関係機関、教育委員会との連携

(4) 重大事態への対応

- ① 重大事態の意味の共通理解
- ② 組織的で迅速な対応（調査の実施、分析、報告等）
- ③ 市教育委員会、警察等、関係機関との連携
- ④ マスコミへの対応

6 保護者との連携

- (1) 未然防止のための情報提供
- (2) いじめ発生時の情報共有

7 関係機関、専門家との連携

- (1) 教育相談体制についての鶴ヶ島市立教育センターとの連携
- (2) スクールカウンセラー等心理の専門家との連携
重大事態に対しての教育委員会、警察、医療機関、弁護士等との連携

8 年間取組計画

- (1) 生徒指導委員会・いじめ対策委員会の定期的開催
- (2) 生徒指導委員会・いじめ対策委員会における取組の見直しと改善についての定期的検討
- (3) いじめの防止、早期発見・早期解決に係る校内研修の実施
- (4) 人権週間における全学級での人権に関する授業の実施